

第 1 2 号 議 案

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年新宿区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「都市計画部建築指導課」を「都市計画部防災都市づくり課又は都市計画部建築指導課」に改め、同項第 2 号中「総務部施設課」の次に「、都市計画部防災都市づくり課」を加える。

第 5 条第 1 項中「次に掲げる場合」を「子ども総合センター子ども相談支援課に所属する職員で、児童相談所に係る業務の研修として他の地方公共団体に派遣されているものが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 3 項に規定する業務（同法第 11 条第 1 項第 2 号ホに掲げるものを除く。）を行うための家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「950 円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

昇降機等の検査業務等に従事した場合に支給する特定危険現場業務手当の支給に係る対象組織を追加するとともに、新宿区における児童相談所の設置に係る方針の変更に伴い児童相談所等現業手当の支給対象となる業務を見直す必要があるため